

議案第75号

奈良県市町村会館管理組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づき奈良県市町村会館管理組合規約を次のとおり変更したいので、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成18年12月7日提出

天理市長 南 佳 策

奈良県市町村会館管理組合規約の一部を変更する規約

奈良県市町村会館管理組合規約（昭和48年5月7日奈良県指令地第38号許可）の一部を次のように変更する。

第8条第3項を削る。

第8条の次に次の1条を加える。

第8条の2 組合に会計管理者を置く。

2 会計管理者は、第9条第1項に定める職員のうちから、組合長が命ずる。

第9条を次のように改める。

（職員）

第9条 第8条第1項に定める者を除くほか、組合に職員を置き、組合長がこれを任免する。

2 前項の職員の定数は、条例で定める。

第10条第1項に次のただし書を加える。

ただし、条例でその定数を増加することができる。

第10条第2項を次のように改める。

2 監査委員は、組合長が組合の議会の同意を得て組合議員及び識見を有する者のうちから選任する。この場合において、組合議員から選任する監査委員の数は1人とする。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。